小鹿野町境界査定データ統合型GIS移行業務委託

特　記　仕　様　書

小鹿野町　建設課

第1章　総 則

（目的）

第1条　本業務は、小鹿野町にて所有する境界査定に関わるデータについて電子データ化及び、データ変換を行い、小鹿野町が所有する統合型 GIS に内蔵された住宅地図上に搭載し管理することを目的とする。

（疑義の解決）

第2条　本仕様書の各項について疑義又は定めのない事項については、小鹿野町（以下「発注者」という。）と受託者（以下「受注者」という。）の協議によって解決するものとする。

（計画書等の提出）

第3条　受注者は作業の基本計画に基づいて履行期間及び地域の状況を考慮して適切な作業班を編成し、各工程の細部計画を立案し、着手届、工程表、照査技術者・主任技術者・現場代理人届、作業実施計画書などを作業の着手前に発注者に提出し承認を受けるものとする。

（照査技術者）

第4条　本業務は、地図に関する情報や地理情報システム（GIS）を用いて整理する場面があることから、受注者は日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の資格を有する者を照査技術者として配置しなければならない。

（貸与資料）

第5条　本業務で発注者から貸与できる資料は下記のものとする。

受注者は、貸与された資料の取り扱いについて十分注意し、破損・盗難などの事故のないよう努めるものとする。

(1) 境界査定箇所データ一式
(2) 境界査定関連図書一式
(3) 道路台帳図一式
(4) 認定路線網図一式

（損害賠償及び瑕疵担保）

第6条　本業務履行中に他人に与えた損害等は、すべて受注者の負担とする。

また業務完了後の過失または疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の必要と認める修正、補足及びその他必要な処置を受注者の負担で行うものとする。

（検査）

第7条　受注者は本業務の遂行にあたり、作業の進捗状況を発注者に報告するとともに、発注者の申し出により随時検査を受けなければならない。

（完了）
第8条　本業務は、完了届・成果品納入書とともに成果品を提出し、完了検査を受け、検査合格により完了とする。

（成果品の帰属）
第9条　本業務において使用又は作成した成果品等は発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用してはならない。

（秘密の保持）
第10条　受注者は本作業を通じて知り得た秘密を他人に漏らしてはならないものとする。

（情報セキュリティ）
第11条　受注者は、課税情報及び個人情報に関わるデータ等の扱いについて、情報の漏洩等が起こらぬよう、細心の注意を払うものとする。

（納期及び納入場所）
第12条　本業務の納期及び納入場所は、次のとおりとする。

納　　期	令和　6年　5月　31日
納入場所	小鹿野町役場　建設課

第2章　業務概要

（業務概要）
第13条　本業務の概要は次のとおりとする。

・計画準備	1式
・GIS データ変換	1式
・境界査定データスキャニング	1式
・統合型 GIS へのデータ搭載・動作検証	1式
・打合せ協議	1式

（計画準備）
第14条　作業に先立ち作業実施計画書の立案、発注者より資料の借用・人員及び器材等を配慮し、後続作業に支障のないよう計画準備を行うものとする。

（GIS データ変換）

第15条　発注者より貸与した道路台帳図、認定路線網図、境界査定箇所データを統合型 GIS に搭載可能な形式に変換するものとする。

（境界査定データスキャニング）

第16条　発注者より貸与した平成30年度から令和5年度までの境界査定関連図書132件のスキャニングを行い、電子データ化して整理するものとする。

スキャニングした電子データは、境界査定箇所データからリンクできるようリンク情報を作成するものとする。

（統合型 GIS へのデータ搭載・動作検証）

第17条　本業務で整備した境界査定に関わるデータ一式を、統合型 GIS に内蔵された住宅地図上に搭載する。

また、以下の設定作業を行うものとする。

・スキャニングした電子データについては、境界査定箇所データからファイル参照できるよう設定するものとする。

・境界査定箇所データは、図形の色や表示設定およびラベル表示する文字の色や大きさ等を調整する。

・境界管理業務に必要となる、検索設定、印刷設定を行う。

・境界査定箇所データに、適切な「参照」「編集」「印刷」「出力」の権限設定を行う。

・統合型GISへのデータ搭載完了後、システム上で正常に稼働するか確認を行うとともに、ファイリングデータとの紐づけができているかどうか等、不備の有無を確認するものとする。

なお、次年度以降の入力作業は職員で行うため、操作説明行い、操作説明書を作成するものとする。

（打合せ協議）

第18条　受注者は、作業実施前及び作業期間中に発注者との打合せを十分に行い、詳細な点については緊密な連絡を保ち、作業するものとする。打合せ回数は2回とする。

第3章　成果品

（成果品）

第19条　統合型 GIS へのセットアップを成果品とする。